

令和4年11月25日

令和4年度第8回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年11月25日（金）

午後1時30分開会～午後3時46分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第45号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案の意見について

議案第48号 買受適格証明願(農地法第3条関係)について

議案第49号 農地利用状況調査に係る農地・非農地の判定について

4. 協議事項

1) 農政

報告(1) 市長に対する政策提案について

2) 企画

報告(1) 令和4年度第2回一日女性農業委員会の開催報告について

5. 出席委員(25名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

- | | |
|---------------|---------------|
| 6番 佐々木 正彦 委員 | 7番 布塚 幸子 委員 |
| 8番 鈴木 淳也 委員 | 9番 菅原 ひろみ 委員 |
| 10番 横山 藏人 委員 | 11番 中鉢 守 委員 |
| 12番 渋谷 裕子 委員 | 13番 高橋 英理子 委員 |
| 14番 佐々木 俊通 委員 | 15番 下山 信行 委員 |
| 16番 只埜 和臣 委員 | 17番 菅原 まり子 委員 |
| 18番 高橋 順子 委員 | 19番 中條 泰洋 委員 |
| 20番 菅原 清一 委員 | 21番 小野寺 正晃 委員 |
| 22番 鈴木 至 委員 | 23番 佐々木 涉 委員 |
| 24番 齋藤 浩義 委員 | 25番 熊谷 安正 委員 |
| 26番 佐々木 政直 委員 | |

6. 欠席委員(1名)

3番 武田 俊美 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	藤本 将寛
事務局長補佐	真田 賢一	主幹兼係長	北浦 邦之
再任主査	門間 道浩	主査	堀越 拓磨
事務所長	佐々木 賢	主幹兼係長	大沼 淳子
主事	千葉 悠太	主事	大森 彬

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和4年度第8回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、3番武田俊美委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第8回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。7番布塚幸子委員、8番鈴木淳也委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

[業務報告]

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（門間道浩再任主査）

[報告1～4の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から報告 4 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 42 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 211 番から 249 番までの 39 件のうち、番号 222 番から 234 番までの 13 件は、議案第 44 号番号 191 番から 197 番の 7 件とそれぞれ関連することから、この 13 件を議案第 44 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 42 号番号 211 番から 249 番までの 39 件のうち、議案第 44 号で併せて審議する番号 222 番から 234 番までの 13 件を除いた番号 211 番から 221 番までと、番号 235 番から 249 番までを合わせた 26 件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 42 号番号 214 番の 1 件については ■ 番委員が、また、番号 241 番の 1 件については ■ 番委員がそれぞれ関係する案件であります。この 2 件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 42 号番号 214 番の 1 件について、先に審議します。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、 ■ 番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 ■ 番委員、退席願います。

〔 ■ 番 ■ 委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第42号番号214番の1件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第42号番号214番の1件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第42号番号214番の1件について許可と決定いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第42号番号241番の1件について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席をお願いいたします。■番委員、退席願います。

〔■番 ■委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第42号番号241番の1件について質疑を承ります。質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。議案第42号番号240番から248番について伺います。賃貸借面積を全て合わせると5ヘクタールに上ります。譲受人の法人は、首都圏から移動してこられ、何故この土地にしたのか、経緯と理由等を教えていただきたいです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらは市で誘致したという形で話があった案件でございます。従業員は取締役の方が2人おり、その方2人で新規就農されるようになります。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

このまま3条申請なのでしょうか。それともこの後、転用等の許可を取る見通しでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらの施設につきましては、キュウリの吊り下し型の水耕栽培をする施設として、1.25ヘクタールくらいの鉄骨ハウス2棟を建てる計画でございます。栽培用に必要な通路や資材置き場については、平成14年の国からの通知では、農地として扱うものとなっております。この総会で許可ということになれば、今後、現状変更届を出し、12月から3月までの期間に1.5メートル程の土盛りを行い、施設を建てる予定でございます。栽培用の施設に該当しない従業員の更衣室、トイレ、管理棟などについては、合わせて196平方メートルくらいになります。そちらにつきましては農地法の施行規則にあります、転用許可を要しない200平方メートル未満の農業用施設ということでの取り扱いとなります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

市で誘致されたということですが、農地の取得等は考えていないのでしょうか。このまま賃貸借に留まるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦係長）

譲受人は現在、農地適格法人ではありませんので、農地の取得は行わず議案書にある通り、25年の賃貸借契約で事業を進める計画でございます。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

誘致した状況を鑑みるとそうですが、25年の長い期間を全うできる法人で間違いないでしょうか。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

この法人は、令和3年8月に設立された会社で、事業計画書の概要では、大手スーパーとキュウリの契約栽培をされています。また、仙台中央市場とJAとの契約を現在、調整しているそうです。

議長（佐々木政直会長）

22番委員，よろしいですか。

22番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。この会社ですが、そのほかの地域での経験または関連会社で似たような事業を行っているのでしょうか。また、貸借の金額は5万円と記載がありますが、この地域での平均はどのくらいでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

ご説明いたします。この会社は、宮城県への進出は今回が初めてですが、全国では九州でキュウリ，青森でリンゴ，岩手で苺と全国8か所で生産している実績がございます。また、賃貸料ですが，となりの美里町で経営している某法人の賃貸料を参考にしますと，ほぼ同額で結ばれていると聞いております。

また，先程の誘致の関係で補足しますと，具体的に県からこの話が来たのは今年の2月頃で，大崎市を始め複数の自治体が手を挙げ，大崎市に進出を表明したという経緯でございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいでしょうか。

11番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第42号番号241番の1件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第42号番号241番の1件について許可と決定いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第42号番号211番から213番までと、番号215番から221番までと、番号235番から240番までと、番号242番から249番までを合わせた24件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号249番についてですが、譲受人は県外の方で、新規就農のためと記載がありますが、こちらに移住するのでしょうか。また、年齢と熱心に農業をしていただけの方なのかを質問させていただきます。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

譲受人の方ですが、年齢は56歳です。移住はせず、通作する予定でございます。この方の農作業歴を確認しましたところ、20年程の農作業歴がございます。オーチャードグラスを作付けする予定で、供給先は宮城県と福島に羊が250頭、牛が25頭程いる自身が経営する法人に決まっております。また、この方が経営する法人から、播種機、トラクター、ハンマーナイフモア、ロールペーラー、ラッピングマシンなどの農機具を借りて作業する予定でございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいですか。

18番（高橋順子委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号234番についてですが，譲受人の方は，今回が初めてかと思われませんが，営農型太陽光発電設備を設置し，作物は何を作付けされるのかを教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

譲渡人の方が支柱を除いた部分の農地に牧草を植え付けます。譲受人の方が耕作するのではなく，譲渡人の方が耕作することになります。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第42号番号211番から213番までと，番号215番から221番までと，番号235番から240番までと，番号242番から249番までを合わせた24か件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第42号番号211番から249番までの39か件のうち，議案第44号で併せて審議する番号222番から234番までの13か件を除いた番号211番から221番までと，番号235番から249番までを合わせた26か件について許可と決定い

たします。

議長（佐々木政直会長）

議案第43号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号11番から14番までの4か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。
事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。
19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日11月24日木曜日，1番委員，2番委員，4番委員，5番委員，7番委員，10番委員の6名と事務局2名で現地調査をしましたので，調査報告いたします。番号11番，12番，13番を4番委員，報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号11番を報告します。転用目的は，居宅1棟，駐車場6台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と北側が宅地，南側と西側が畑です。申請地の管理状況は畑として利用され，ネギが作付けされていました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は東側と南側の土側溝へ流し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号12番を報告します。転用目的は，宅地併用で建設するアパート1棟と駐車場12台分，駐輪場を設置するものです。申請地周辺の状況は，南側が田，その他三方が宅地でございます。管理状況は畑として利用され，大根，白菜，キャベツ，ピーマン等が栽培されていました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水対策は自然浸透ですが，オーバーフローした場合は北側の水路に排水することで，問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号13番を報告します。転用目的は、自宅進入路として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑、南側が田、西側と北側が宅地です。申請地の状況ですが、申請者に確認をしたところ、祖父母の代から門道として利用しており、父親から相続した時は地目が畑になっていたとのことで、今回、自宅進入路として直すために申請に至ったものです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水は自然浸透で処理するため、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号14番を2番委員，報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号14番を報告します。転用目的は、駐車場3台分，通路等の設置です。申請地周辺の状況は，東側と西側が畑，南側と北側が住宅です。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水は南側の水路を利用するため，周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第43号番号11番から14番までの4か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号13番について伺いたいのですが，門道として利用されていたということで，非農地としての対応にはならないのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

位置図の3ページ見ていただきますと，門道としてかかっている部分は東側の

一部となっております。西側は庭木が植えてあり、経過年数が確認できないため非農地証明ではなく、農地法の4条申請での対応で申請に至ったものでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。先程の説明で、だいぶ年数が経過していると思うのですが、祖父母の代から門道として使われていたということで、顛末書等の提出が必要ではないでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

14番委員がおっしゃる通り、申請者は顛末書を出す意思があるようですので、請求しても問題ないと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか関連して何か質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第43号番号11番、12番、14番の3か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号13番の1か件については、申請者から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第43号番号11番、12番、14番の3か件について意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号13番の1か件については、申請者から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号188番から207番までの20か件のうち、番号188番、190番、198番の3か件は議案第45号番号8番から10番までの3か件とそれぞれ関連することから、この3か件を議案第45号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第44号番号188番から207番までの20か件のうち、番号188番、190番、198番の3か件を除いた17か件と、関連する議案第42号番号222番から234番までの13か件について、併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。
19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号189番を2番委員、報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号189番を報告します。転用目的は、建売住宅4棟、駐車場8台分を設置するものです。申請地の周囲は四方住宅に囲まれておりました。管理状況は除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。雨水は北側U字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置し、土砂流出は法面処理をすることで周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号191番、192番、193番、194番、195番、196番を7番委員、報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号191番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱54本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、市道の北側に位置し、東側が田、西側が畑と宅地、南側が畑、北側が宅地でした。申請地の管理状況は雑草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺の農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号192番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱64本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は四方畑でした。申請地の管理状況は、北側へ緩い傾斜のある農地で、草刈り管理されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号193番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱76本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は四方畑でした。申請地の管理状況は、北へ緩い傾斜のある農地で、草刈り管理されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号194番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱56本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、市道の北側に位置し、南側が雑種地、その他三方が畑でした。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると

認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号 195 番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱 56 本、引込柱 1 本を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側が宅地、その他三方が畑でした。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10 年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号 196 番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱 56 本、引込柱 1 本を設置するものです。申請地周辺の状況は、市道の北側に位置し、東側がため池、西側が畑、南側が雑種地、北側が田でした。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則転用不許可だが、10 年以内の一時的な転用であり、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 197 番を 1 番委員、報告をお願いいたします。

1 番（小関芳樹委員）

番号 197 番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱 80 本、引込柱 1 本を設置するものです。現地は市道の南に位置している畑でございました。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側と南側が畑、北側が水路と市道を挟んで畑でございました。申請地の管理状況は、草刈りがなされ良好と見てまいりました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地へ

の影響ですが、雨水排水対策は自然浸透で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号199番を2番委員，報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号199番を報告します。転用目的は、居宅1棟，駐車場6台分，洗車場を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑，南側が雑種地，西側と北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理がされておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は北側U字溝に流し，生活排水は浄化槽を利用し，土砂流出は法面処理をすることで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号200番を1番委員，報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。番号200番を報告します。転用目的は、太陽光発電パネルを設置するものです。申請地周辺の状況は、江合川の南に広がる農地の一角で、近隣には太陽光パネルが設置されておりました。東側が県道を挟んで田，西側と南側も田，北側が河川敷でした。申請地の管理状況は、耕起がなされ良好と見てまいりました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水対策は自然浸透での処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号201，202番，203番，204番を10番委員，報告をお願いいたします。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号201番，202番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、番号201番，202番共に四方宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転

用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水排水対策はU字溝を設置することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号203番を報告します。転用目的は、宅地分譲4区画、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況ですが、四方宅地に囲まれた農地で、周辺に隣接する農地はございませんでした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺へ影響については、南側にU字溝を設置し、東側の排水路に流すということで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号204番を報告します。転用目的は、宅地分譲4区画を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は、草刈り管理され良好でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地の影響は、雨水排水は南側のU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号205番、206番、207番を5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号205番を報告します。転用目的は、宅地分譲4区画、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が田、その他三方が宅地でした。申請地の管理状況は、全体的に砂利が入った土が敷かれておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、南側に側溝を設置し、東側の集水桝に流すことで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号206番を報告します。転用目的は、宅地分譲3区画を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が田、その他三方が宅地でございます。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、東側に側溝を新設して、南側の集水桝に流すことで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、207番を報告します。転用目的は、アパート1棟、駐車場15台分、

駐輪場を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が田、その他三方が宅地でした。申請地の管理状況は除草管理されており、一部畑として利用されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水排水は南側に側溝を設置し、生活排水は公共下水道を利用するため、問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、東側をブロックで土留めをして、境界はフェンスを設置するとのことでした。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第44号番号188番から207番までの20か件のうち、番号188番、190番、198番の3か件を除いた17か件と、関連する議案第42号番号222番から234番までの13か件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。営農型太陽光発電施設について、関連で議案42号をおたずねしますが、耕作する作物を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

いずれも牧草を栽培します。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。牧草は刈り取った後は売却ですか、譲渡ですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

市外の結びつきのある畜産業者に売却する予定でございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

わかりました。もう一つ，おたずねしますが，先程の関連の議案第42号番号234番は新規就農ですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号234番ですが，譲受人の方が営農型太陽光発電設備の事業を行う予定で，それに対する地上権の設定ということになりますので，新規就農ではございません。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号205番についてですが，先程の報告の中で，申請地に砂利が敷かれていたという説明がありましたが，何か他の用途で使用されていたのでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

位置図の16ページを見ていただきますと，申請地の東側に住宅地がございます。こちらは約25年前に分譲され，住宅を建てる際に，その建築業者が申請地を作業員の駐車場として利用されていたものです。その当時の所有者はこの譲渡人の父で16年前に亡くなり，当時の状態のまま畑として耕作を再開せず，現在の所有者に相続したという経緯でございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号205番の管理状況ですが、砂利が敷かれ、一部は駐車場として利用されていたと説明がありましたが、これは無断転用なので何らかの処分を考えなくてはならないと思います。始末書の提出を求めるのが妥当ではないでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、番号205番に関して、20番委員は始末書の提出を求めたほうがいいのではないかと、という意見でした。関連して皆さんのほうから質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。番号205番の件ですが、申請者の父が無断転用をしたままとなっているので、これは顛末書が妥当ではないでしょうか。皆さんの考えをお聞かせください。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、8番委員のほうから番号205番について、顛末書の提出を求めたらいいのではないかとのご意見がございました。なお、20番委員からは始末書の提出という意見が出されました。その関係に関しまして、皆さんのほうからご意見を伺いたいと思います。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。顛末書の提出を求めることで処分したほうがよろしいのでは、と改めます。

議長（佐々木政直会長）

8番委員、20番委員より、顛末書の提出を求めたらどうかというご意見でございます。顛末書の提出を求めるということで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第44号番号189番と191番から197番までと、番号199番から207番までの17か件のうち、番号189番と番号191番から197番までと、番号199番から204番までと、番号206番、207番を合わせた16か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、関連する議案第42号番号222番から234番までの13か件について、了としてよろしいでしょうか。また、無断転用である番号205番の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第44号番号189番、番号191番から197番まで、番号199番から207番までの17か件のうち、番号189番、番号191番から197番までと、番号199番から204番までと、番号206番、207番を合わせた16か件を意見相当と認め、県に進達いたします。なお、関連する議案第42号番号222番から234番までの13か件について許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が県より交付と同時に許可書を交付するものいたします。また、無断転用である番号205番の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後3時5分まで。

〔午後2時55分から午後3時5分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

議長（佐々木政直会長）

議案第45号農地転用事業計画変更承認申請について、番号8番から10番までの3か件と、関連する議案第44号番号188番、190番、198番の3か件について併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。現地調査報告いたします。議案第45号番号8番関連で議案第44号番号188番号を1番委員，報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。番号8番を報告します。転用目的は，居宅1棟，駐車場5台分を設置するものです。申請地は市道の西角に位置する畑で，周辺の状況は，東側が市道を挟んで宅地，西側が水路を挟んで宅地，南側が宅地，北側が水路を挟んで市道でした。申請地の管理状況は，草刈りがなされ良好と見てまいりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水対策は南側の土側溝の利用と自然浸透で処理し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。全て法面処理をするので，土砂の流出はありません。以上です。

19番（中條泰洋委員）

議案第45号番号9番関連で，議案第44号番号190番を2番委員，報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号9番を報告いたします。転用目的は，居宅1棟，カーポート3台分，物置1棟，通路転回スペースを設置するものです。申請地周辺の状況は，四方宅地に囲まれ，袋小路になっておりました。申請地の管理状況は，畑として利用されていた形跡があり，野菜が一部作付けされておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は西側と南側のU字溝に流し，生活排水は公共下水道を利用するため，問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は土留めブロックの設置となります。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

議案第 45 号番号 10 番関連で、議案第 44 号番号 198 番を 1 番委員、報告をお願いいたします。

1 番（小関芳樹委員）

1 番です。番号 10 番を報告いたします。転用目的は、居宅 1 棟、駐車場 8 台分を設置するものです。県道の東側に位置している土地で、台帳上は畑ですが、現状は雑種地でした。申請地周辺の状況は、西側が県道を挟んで宅地、その他三方が宅地でした。申請地の管理状況は、草刈り等がなされ良好でしたが、砂利が敷かれておりました。これは以前、昭和 50 年に転用許可が下りた際に敷いたものと思われま。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水対策は自然浸透で処理し、生活排水については浄化槽を設置するため、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは議案第 45 号番号 8 番から 10 番までの 3 案件と、関連する議案第 44 号番号 188 番、190 番、184 番の 3 案件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 45 号番号 8 番から 10 番までの 3 案件と、関連する議案第 44 号番号 188 番、190 番、198 番の 3 案件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 45 号番号 8 番から 10 番までの 3 案件と、関連する議案第 44 号番号 188 番、190 番、198 番の 3 案件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号 709 番から 721 番までの 13 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 46 号番号 710 番の 1 案件については、■■■番委員が関係する案件でございます。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 46 号番号 710 番の 1 案件について先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■■■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。■■■番委員、退席願います。

[■■■番 ■■■■■■■■■■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

それでは議案第 46 号番号 710 番の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 46 号番号 710 番の 1 案件について了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 46 号番号 710 番の 1 案件について承認いたします。■■■番委員の入室を認めます。

[■■■番 ■■■■■■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 46 号番号 709 番から 721 番までの 13 案件のうち、先に審議

した番号 710 番の 1 か件を除いた 12 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 46 号番号 709 番から 721 番までの 13 件のうち、先に審議した番号 710 番の 1 か件を除いた 12 件について了としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 46 号番号 709 番から 721 番までの 13 件のうち、先に審議した番号 710 番の 1 か件を除いた 12 件について承認し、先に審議した 1 か件を合わせた 13 件について、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 47 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案について、番号 1 番、2 番の 2 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 47 号番号 1 番、2 番の 2 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 47 号番号 1 番、2 番の 2 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 47 号番号 1 番、2 番の 2 件について承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 48 号買受適格証明願（農地法第 3 条関係）について、番号 2 番の 1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 48 号番号 2 番の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。番号 2 番の買受適格の審議で、申請者の住所は福島県とのことですが、岩出山の地に来て、どのような農業をするのかという疑問があるのですが、何か事情があればお聞かせください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

この申請人ですが、近々、同じ所在に移住すると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

11 番委員、よろしいですか。

11 番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 48 号番号 2 番の 1 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 48 号番号 2 番の 1 案件について買受適格者として証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 49 号農地利用状況調査に係る農地、非農地の判定について、1927 件の農地、非農地の判定について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 49 の 1927 件の農地、非農地の判定について質疑を承ります。質疑ございませんか。4 番委員。

4 番（佐藤裕之委員）

4 番です。資料の農用地区域内非農地判断再検討農地の中で、番号 294 番から番号 308 番ですが、近くで耕作している方に話を聞きながら、再度見てまいりました。当該箇所は、その方たちが雑草除去のために野焼きをしているそうです。そのため、地主に耕すくらいはしてほしいと依頼したが、全く聞き入れていただけなく、今も苦勞しているとのこと。その方たちからは、野焼きは続けていくので、非農地の判定はもう少し待つてほしいとのことですので、ここは遊休農地にしていただきたいと思います。また、通し番号で 5499 番と 5500 番ですが、農業振興地域で西側と東側は田となっておりますが、現状は大木が茂った状態で、雨が降ると耕作ができない状態になるため管理ができなく、誰も受け手がなく荒れてきた農地です。これからも誰も受け手がいないため、ここは非農地としていただきたいと思います。

次に、番号 2505 番ですが、この農地に入るための通路がほとんどわからない状態になっておりますので、非農地としていただきたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただ今の質疑に対して、事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

今回の上程にあたり、所管である農林振興課に確認し、航空写真と現地写真を見てもらいながら判断しました。農林振興課から、非農地判断というのは農業委員会の決定事項のため、農業委員会で非農地ということであれば問題ないと話をいただいております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

4 番委員、よろしいですか。

4 番（佐藤裕之委員）

番号 2505 番，5499 番，5500 番は非農地でお願いします。番号 294 番から番号 308 番までは遊休農地でお願いします。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第 49 号 1927 件の農地，非農地の判定について，了としてよろしいでしょうか，

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 49 号 1927 件の農地，非農地の判定について決定し，遊休農地の所有者には農地利用意向調査，非農地の所有者には非農地通知を発送いたします。これで，審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の 8 協議事項に入ります。はじめに農政の報告（1）市長に対する政策提案について，事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔報告事項〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今，事務局より説明がありましたが，何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，農政の報告（1）市長に対する政策提案については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に，企画の報告 1 令和 4 年度第 2 回一日女性農業委員会の開催報告について，事務局より説明願います。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今，事務局より説明がありましたが，何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（1）令和4年度第2回1日女性農業委員会の開催報告については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。委員の皆さまから何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。これで議長の座を降りさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和4年度第8回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時46分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 布 塚 幸 子

委 員 鈴 木 淳 也